

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2026年2月16日  
【会社名】 株式会社ブリヂストン  
【英訳名】 BRIDGESTONE CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 代表執行役 Global CEO 森田 泰博  
【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
【電話番号】 03(6836)3162  
【事務連絡者氏名】 G経理部門長 大野 卓  
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
【電話番号】 03(6836)3162  
【事務連絡者氏名】 G経理部門長 大野 卓  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1 【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

2026年2月16日

### (2) 当該事象の内容

当社は2021年度に当社の子会社であるBridgestone Americas, Inc.より受領した資本の払戻しについて、会計上は当社の関係会社株式を同額減額しますが、税務上は株式譲渡損益として損金を認識する取扱いをしておりました。本件に関し、本邦税法に基づく税務処理に不確実な部分があることから、第三者である法務及び税務専門家等を起用して取り得る税務処理を検討すると共に、複数のシナリオを想定し、課税所得を合理的に見積もった結果、2021年度において、税務上の損金の一部について、会計上は課税所得の算定に含めず処理しました。当社は当該不確実な税務処理に関して毎期不確実性の程度の見直しを行っており、当期において当該取引実行から一定の期間経過していることを踏まえて見直した結果、当該株式譲渡損が全額損金として認められるかどうかについての不確実性は低下していると判断し、当該不確実な税務処理の全額取崩を行っております。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当社の2025年12月期の個別決算において、当期の法人税、住民税及び事業税が53,587百万円、法人税等調整額が6,413百万円減少しております。

(注) 当社は連結決算においてIFRS(国際財務報告基準)を適用しておりますが、個別決算については日本基準にて作成しております。

以上